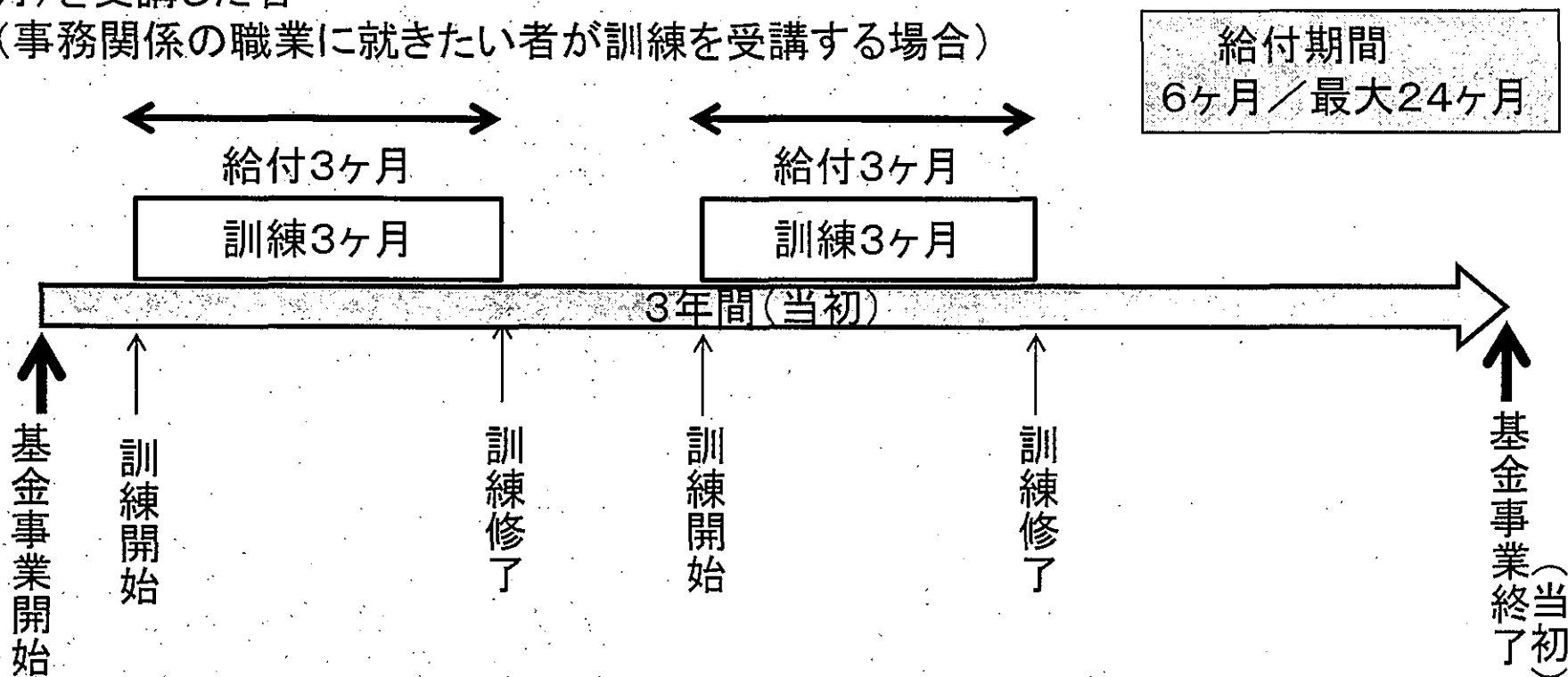


PART 1 給付期間、適正な給付のための措置

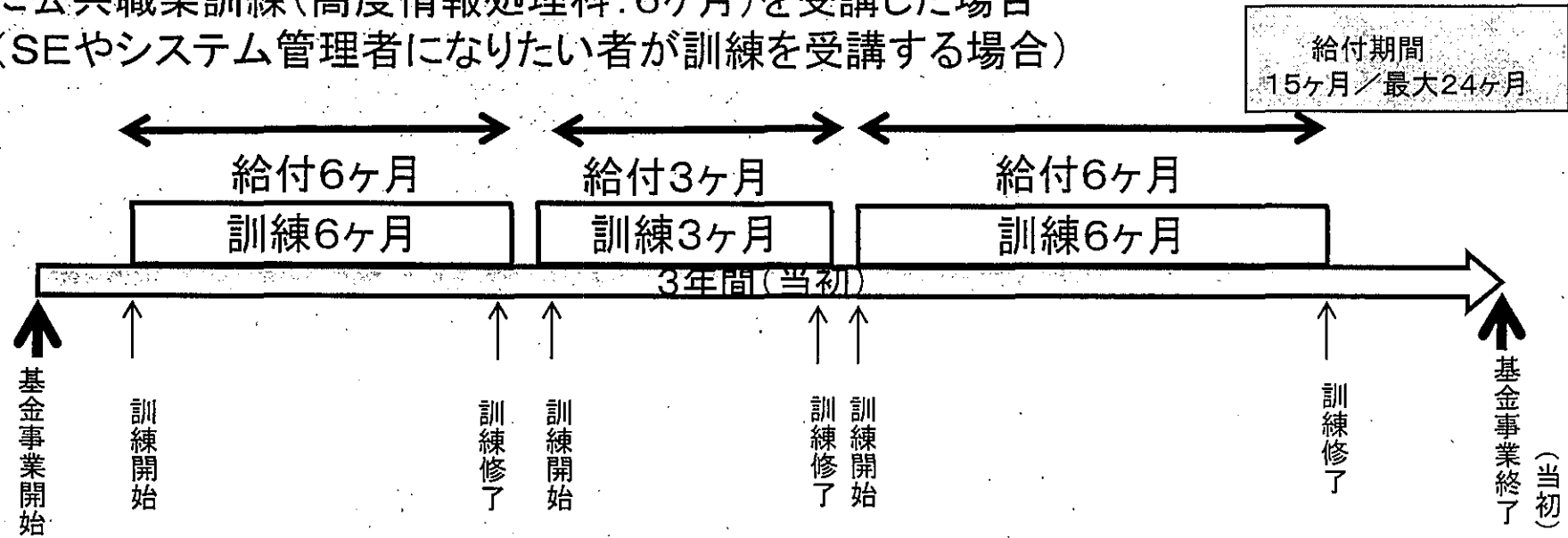
訓練・生活支援給付における給付期間のイメージ

制度創設当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練・生活支援給付は、訓練を受講している期間のうち、最大2年分まで給付を支給することとされている。(2年としているのは訓練・生活支援給付が支給される訓練のうち、1つの訓練期間の最大が2年であることから設定。)

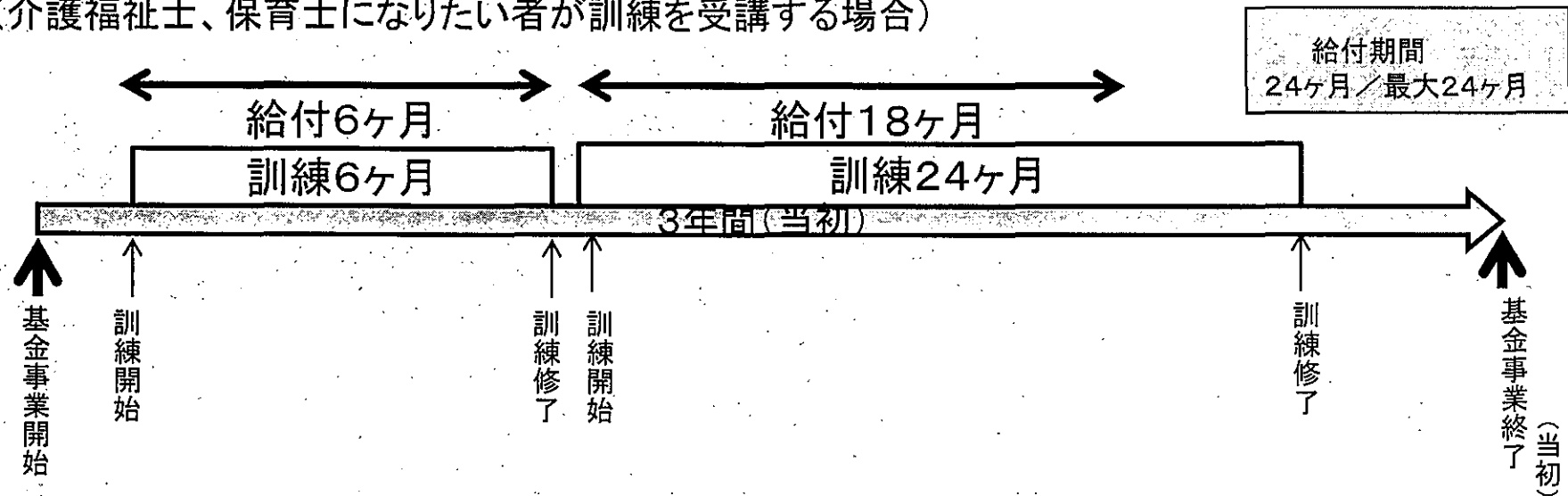
(例1) 職業横断的スキル習得コース(3ヶ月)を受けた後に実践演習コース(IT応用:3ヶ月)を受講した者
(事務関係の職業に就きたい者が訓練を受講する場合)



(例2) 基礎演習コース(6ヶ月)を受けた後に実践演習コース(IT3ヵ月)を受講し、更に公共職業訓練(高度情報処理科:6ヶ月)を受講した場合
(SEやシステム管理者になりたい者が訓練を受講する場合)



(参考)(例3) 基礎演習コース(6ヶ月)を受けた後に公共職業訓練(24ヵ月)を受講した者
(介護福祉士、保育士になりたい者が訓練を受講する場合)



基金訓練の訓練期間別設定割合

・基金訓練は雇用保険を受給できない者等を対象としており、基礎的な訓練とより実践的な訓練との複数受講により就職をする者もいる。

訓練の期間	件数	割合	具体的な訓練の種類(例)
3ヶ月	6,224	75.9%	ITスキル科(職業横断的スキル習得訓練コース)、介護福祉科(実践演習コース)
4ヶ月～6.5ヶ月以下	1,967	24.0%	基礎演習科(基礎演習コース) CADオペレーター科(実践演習コース)、医療事務科(実践演習コース)
6.5ヶ月超～9.5ヶ月以下	5	0.1%	NPO法人等設立訓練科(社会的事業者等訓練コース(OJT型訓練))
9.5ヶ月超～12ヶ月以下	8	0.1%	社会的事業者育成科(社会的事業者等訓練コース(OJT型訓練))
計	8,204件	100%	

平均訓練期間: 3.7ヵ月(21年度・22年度平均。22年6月2日現在)

公共職業訓練の訓練期間別設定割合

・公共職業訓練は、標準6ヶ月の施設内訓練と標準3ヶ月の委託訓練に分けられる。

訓練の期間	件数	割合	具体的な訓練の種類(例)
3ヶ月未満	599件	6.5%	委託訓練(事業主委託 等)
3ヶ月～5ヶ月	6,279件	68.0%	委託訓練(知識等習得コース、委託訓練活用型デュアル 等)
6ヶ月	2,108件	22.8%	施設内訓練
7ヶ月～1年	253件	2.7%	施設内訓練
合計	9,239件	100%	

注1 : 委託訓練は、非ものづくり系(事務、情報、サービス、介護等)中心

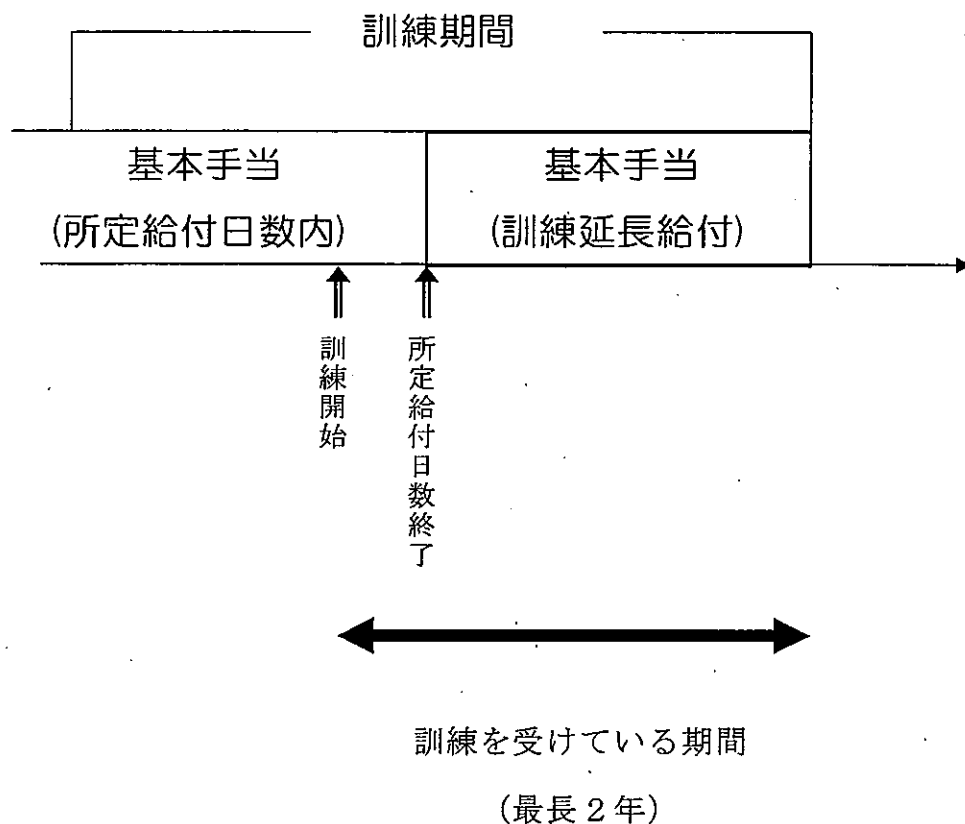
注2 : 施設内訓練は、ものづくり系(建築、製造等)中心

注3 : 平成21年4月より、2年訓練も実施しているところ

平均訓練期間: 4.2ヵ月(平成20年度実績)

雇用保険受給者の公共職業訓練受講 に対する支援について

失業給付（基本手当）の受給資格者が、公共職業安定所長の受講指示により、公共職業訓練等を受講する場合には、訓練を受けている期間（最長2年間を限度とする。）内の失業している日について、所定給付日数（90～330日）を超えて基本手当（「訓練延長給付」）が支給される。



訓練延長給付の実績推移

(単位：人、%、千円)

年度	訓練延長給付		
	初回受給者数	受給者実人員	支給金額
平成12年度	115,136 (40.0)	26,260 (23.9)	47,134,838 (18.3)
平成13年度	129,698 (12.6)	26,873 (2.3)	45,968,695 (△ 2.5)
平成14年度	89,816 (△ 30.7)	22,226 (△ 17.3)	40,647,580 (△ 11.6)
平成15年度	92,605 (3.1)	20,885 (△ 6.0)	35,924,259 (△ 11.6)
平成16年度	104,515 (12.9)	23,046 (10.3)	36,487,911 (1.6)
平成17年度	110,159 (5.4)	23,642 (2.6)	37,055,073 (1.6)
平成18年度	101,578 (△ 7.8)	21,538 (△ 8.9)	33,739,555 (△ 8.9)
平成19年度	88,988 (△ 12.4)	19,594 (△ 9.0)	30,743,499 (△ 8.9)
平成20年度	77,648 (△ 12.7)	17,812 (△ 9.1)	27,847,938 (△ 9.4)
平成21年度	105,701 (36.1)	25,652 (44.0)	40,010,905 (43.7)
平成21年 4月	4,614 (39.4)	14,343 (18.1)	1,825,630 (13.1)
5月	7,279 (51.5)	13,430 (45.3)	1,492,167 (37.0)
6月	7,952 (89.4)	18,513 (64.4)	2,357,352 (53.9)
7月	7,460 (59.2)	20,683 (50.8)	2,594,041 (50.7)
8月	14,452 (26.9)	28,183 (47.0)	3,409,369 (51.1)
9月	10,322 (46.2)	33,095 (50.6)	4,563,972 (47.1)
10月	9,484 (25.9)	32,313 (47.9)	4,191,877 (57.5)
11月	9,633 (24.3)	28,502 (43.2)	3,689,495 (46.3)
12月	8,854 (44.2)	30,090 (47.1)	4,050,165 (48.3)
平成22年 1月	9,070 (21.6)	29,446 (38.4)	3,650,386 (41.7)
2月	9,038 (25.4)	29,138 (40.2)	3,777,175 (37.8)
3月	7,543 (23.4)	30,089 (37.0)	4,409,275 (33.6)
4月	5,491 (19.0)	19,915 (38.8)	2,600,964 (42.5)

(注1) () 内は、対前年同月比である。

(注2) 支給金額は、業務統計値である。

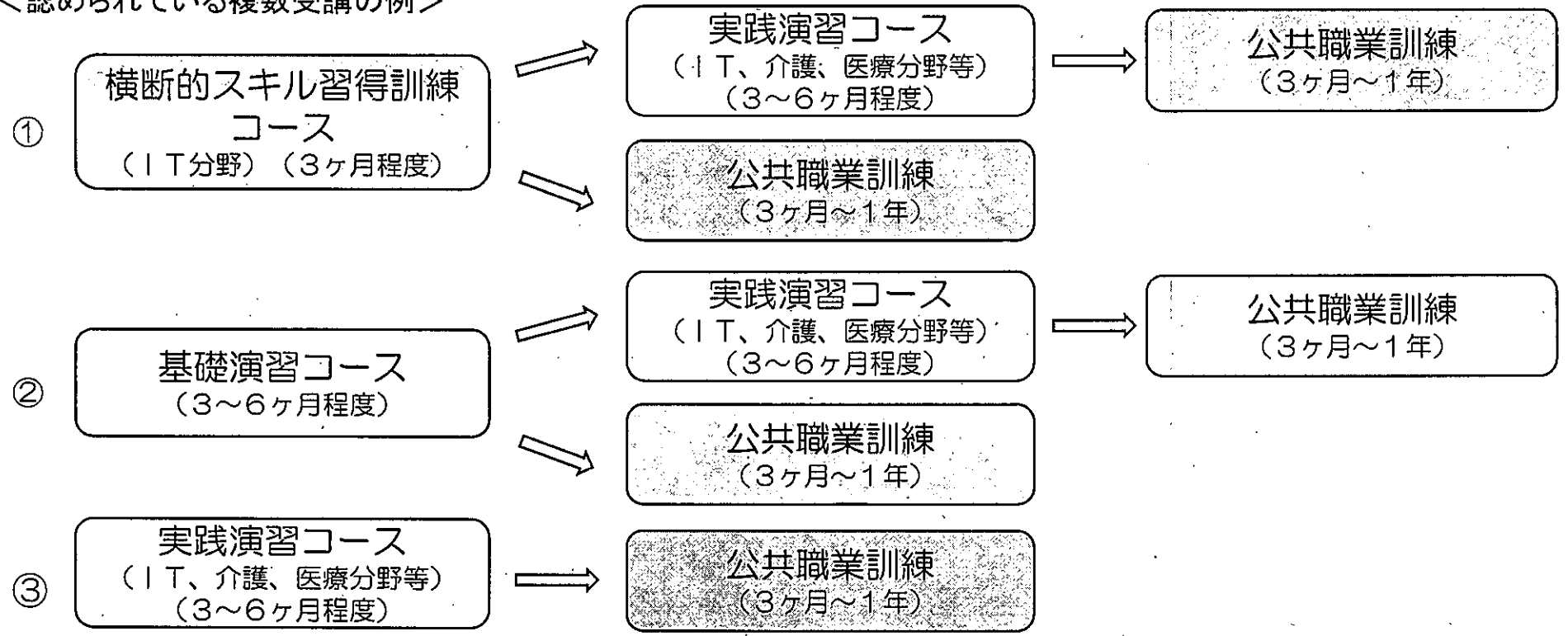
PART 1 給付期間、適正な給付のための措置

緊急人材育成支援事業における利用制限について

- 基金訓練については、よりレベルの高い訓練を受講する場合に限り、連続して複数の訓練を受講することが認められており、同じレベルで別の内容の訓練を受講すること(介護の訓練を受講修了後、農業の訓練を受けるような場合)等は認められていない。
- 訓練・生活支援給付については、訓練を受講している2年間分を限度として支給することとされている。

<認められている複数受講の例>

14



公共職業訓練における受講制限について

○ 公共職業訓練については、原則として、受講修了後1年間は受講のあつせんを受けることができない。(受講修了後1年以上は受講できない。)

<公共職業訓練の受講制限について>

